

「外国投資者の利益再投資に関する税金 還付問題に関する2通知について」

2005年12月1日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

外国投資者の利益再投資に関する税金還付問題に関する2通知について

「外商投資企業及び外国企業所得税法(中華人民共和国主席令[1991]第45号)」第10条、及び「同法実施細則(國務院令[1991]第85条)」第80条に規定される利益の再投資の解釈に関する通知がありました。再投資部分にかかる既納付所得税額の40%が還付対象となりますので、条件等について確認、ご検討ください(条文抜粋は末尾に掲載しています)。

1. 外国投資者の再投資還付に関する問題について(国税函[2005]989号)

「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法(以下、「税法」という)」第十条に規定される再投資とは、外国投資者が外商投資企業から取得した利潤を直接当該企業あるいはその他の外商投資企業へ再投資し、当該企業あるいはその他の外商投資企業の登録資本金を増加させる場合、または他の外商投資企業を設立する場合をいう。契約、協議の規定に基づき、かかる再投資を期間を分けて、あるいは段階を分けて行う必要がある場合は、以下の情況に照らして税金を還付するか否かを確定する。

- 一、外国投資者が外商投資企業の利益により行う再投資の申請が国家関連部門に認可される際に、当該再投資する利益が実現している場合は、実際の再投資の際に、一括投資か複数回の投資かにかかわらず、規定に従い再投資による税金還付を受けることができる。
- 二、外国投資者が外商投資企業の利益により行う再投資の申請が国家関連部門に認可される際に、当該再投資する利益が未実現あるいは一部が未実現の場合は、後年度に実現する利益をもって再投資することになるが、当該再投資は企業の登録資本充実のためのものであり、税法上の「登録資本金を増加させる、あるいは、いわゆる資本投資家としてその他の外商投資企業を設立する」場合に該当しない。従って、当該再投資の発生時には再投資による税金還付を受けることはできない。

2. 外国投資者の再投資企業所得税還付に関する問題について(国税函[2005]1093号)

ある外商投資企業で出資持分権の譲渡が発生した後、出資持分権譲渡の前年度に属する実現した利益は出資持分権譲受者である外国投資者へ配分される。ここに、外国投資者が出資持分権を譲り受ける前に企業が実現した利益により再投資する場合の企業所得税還付処理問題について下記のとおり通知する。

- 一、譲受方式により外商投資企業の出資持分権を取得した外国投資者は、出資持分権を譲り受けた後、当該外商投資企業が配分する、その出資持分権の譲受け以前に実現した利益をもって、中国国内に再投資する場合、当該再投資利益は「中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」第80条に規定する直接再投資する利益にはあたらないため、再投資による税金還付の恩恵を享受することはできない。
- 二、外国投資者が直接に出資持分権を持つ場合、間接に出資持分権を持つ場合あるいは同一人が出資持分権を100%持つ場合で以下の関連側から出資持分権を譲受け、かつ、当該関連譲渡人側の出資持分権が正当な価格で取引成立した場合は、その外国投資者は出資持分権を譲り受けた後、当該外商投資企業が出資持分権譲受以前に実現した利益をもって、中国国内に再投資した場合には前一项の規定にかかわらず、関連規定に従い利益再投資に伴う税金還付の恩恵を享受することができる。

(一) 外国投資者;

(二) 「財政部 国家稅務總局 外商投資企業の投資業務に起因する若干の稅收問題に関する通知(財稅字[1994]第083号)」の規定により、再投資税額還付優遇を享受し、専門的に投資業務に従事する外国投資者と同視できる外商投資企業。

- 三、本通知は発布の日から施行する。これ以前に再投資にかかる税金還付の恩恵を享受している場合は、本通知の規定による調整を行わない。

条文抜粋

[国家税務総局HPの所得税類の中に掲載されています。](#)

中華人民共和国外商投資企業及び外国企業所得税法 第10条

外商投資企業の外国投資者が企業から取得した利益を直接当該企業に再投資し、登録資本を増加し、または資本として投資して他の外商投資企業を設立した場合で、経営期間が5年以上あり、投資者が申請して税務機関の批准を経た場合は、その投資部分について既に納付した所得税額の40%を還付する。国务院に別段の優遇規定がある場合には、国务院規定の処理による。再投資を5年以内に撤収する場合は、既に還付を受けた税額を返納しなければならない。

同法実施細則 第80条

1

- 2 税法第10条に規定する直接再投資とは、外商投資企業の外国投資者が当該企業から取得する利益を受け取る前に登録資本の増加に直接使用し、あるいは取得した後に直接投資して他の外商投資企業を設立する場合をいう。
- 3 税法第10条の規定により税の還付額計算を行う場合は、外国投資者は、その再投資に用いられた利益の帰属年度を確認することができる証明を提出しなければならない。証明を提出することができない場合は、所轄の税務機関が合理的な方法を採用し、推計して計算する。

外国投資者は、その再投資資金が実際に投入された日から1年以内に、投資金額および投資期間が明記された増資または出資に関する証明書を持参して、原納税地の税務機関に税の還付申請をしなければならない。